

SAJ 令和3 競第 399 号  
令和2年 12 月 22 日

公益財団法人全日本スキー連盟  
加盟団体各位

公益財団法人全日本スキー連盟  
競技本部長 中村実彦



### 第76回国民体育大会冬季大会における予選会免除対象大会について(通知)

平素より、本連盟の事業に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます

さて、標記のことについて、第76回国民体育大会冬季大会の予選会免除大会を下記のとおりお知らせいたします。

また、コロナ禍における日本入国後14日間の自主隔離のルールにより、規則を一部変更し運用いたします。なお、今後日本政府から自主隔離期間に変更がありましたら、組織委員会にて判断いたします。

記

〔添付書類〕

- ・第76回国民体育大会冬季大会における予選会免除対象大会

本連盟が派遣する海外遠征で参戦するジュニア世界選手権大会、世界選手権大会、ワールドカップ、コンチネンタルカップ

- ・国民体育大会スキー競技参加資格等規則

第5項 都道府県大会の会期中に、日本代表選手のため、都道府県大会に参加できない者は、都道府県のエントリーにより、本大会への参加を認める。ただし、当該選手は都道府県大会にエントリーしていなければならない。

①日本代表選手とは、全日本スキー連盟が指定した選手であり、全日本スキー連盟競技本部長名で送付した「海外遠征等通知および派遣要項」に記載された選手をいう。

②都道 府県大会が免除される期間は、「海外遠征等通知および派遣要項」の派遣期間と前後3日間までを対象とする。

※ 現在海外から政府の方針により帰国後14日間は自主隔離期間となるため派遣期間後14日間までを対象とする特別規則にして運用してください。

以上

